

産業建設委員長報告

産業建設委員長 長濱 賢一

産業建設委員長報告を申し上げます。今期定例会で当委員会に付託されました議案は、議案第65号「鳴門市下水道条例の一部改正について」ほか3件であります。当委員会は、9月18日に委員会を開催し、慎重審査いたしました結果、議案4件については、原案のとおり可決すべきと決しました。以下、審査の概要について御報告申し上げます。

まず、議案第65号「鳴門市下水道条例の一部改正について」は、国土交通省から示されている標準下水道条例が、令和6年2月に一部改正されたことに伴うもので、近年のデジタル化の進行により、携帯電話等で下水道排水設備工事責任技術者と施工現場の相互連絡が可能であること、また、建設業のDX化等により、専属・常駐していなくても指示・確認が可能であることから、専属規制を緩和するとともに、責任技術者は営業所の兼務状況等を確認した上で、徳島県内の区域内における営業所について兼任を妨げないこととすることができるよう、所要の改正を行うものであります。

委員からは、責任技術者を「専属する者」から「選任する者」へ見直すことによる現状との変更点について質疑があり、理事者からは、常駐・専任規制を緩和することにより、他の営業所との兼任が可能となるため、指定工事店が増えることにより競争力も上がり、価格面への反映や品質面の向上が期待できるほか、責任技術者の人材不足の解消にもつながる、との説明がありました。

委員会では、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決いたしました。

次に、議案第66号「鳴門市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について」は、災害対策基本法に基づき、災害時に災害応急対策や災害復旧のために、他の地方公共団体などから職員の派遣を受け入れた場合に、本市に派遣された職員が鳴門市の区域内で滞在することを要する者に対し、災害派遣手当を支給することができるよう、所要の改正を行うものであります。

委員からは、条例の適用日が令和6年6月26日に遡及している件について、災害派遣手当に該当する案件の有無について質疑があり、理事者からは、該当する案件はなかったが、市長部局の方で、同様の災害派遣手当が制定されているため、運用面において市長部局と齟齬が生じないように、市長部局の災害派遣手当の制定日に合わせ、同日から適用できるようにした、との説明がありました。

委員会では、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決いたしました。

次に、議案第67号「鳴門市水道法施行条例の一部改正について」は、生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う、関係政令の整備等及び経過措置に関する政令等により、水道整備・管理行政関係の改正が行われ、布設工事監督者及び水道技術管理者の資格要件の見直しが行われたことに伴い、所要の改正を行うものであります。

委員からは、改正後の実務経験の内容について質疑があり、理事者からは、国土交通省への移管や全国的な水道職員の減少などを背景に、布設工事監督者や水道技術管

理者の資格要件について見直しが行われ、布設工事監督者の場合は、水道に加え、工業用水道、下水道、道路又は河川に関する技術上の経験年数についても実務経験に含むことができるようになった、との説明がありました。

委員会では、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決いたしました。

次に、議案第70号「訴えの提起について」は、市営住宅における滞納家賃の請求に係る訴えの提起であり、地方自治法第96条第1項第12号の規定に基づき、議会の議決を求めるものでありました。

委員からは、連帯保証人制度の廃止について質疑があり、理事者からは、連帯保証人制度の廃止について、社会情勢などを考慮しながら、他の市町村の状況を参考に研究・検討していく、との説明がありました。

また、委員からは、市営住宅の家賃の滞納については、滞納額が高額になる前に、名義人及び連帯保証人へ連絡し、納入を促すように、との意見がありました。

委員会では、採決の結果、賛成多数で原案のとおり可決いたしました。

以上が当委員会の審査概要であります。

御賛同を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。